

令和6年能登半島地震災害に対する支援事業実施要領

令和6年能登半島地震で被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

一般社団法人日本看護研究学会では、委員会規程第2条（目的）、第4条（活動事項）に基づき、被災された看護学生（経済的支柱となっている保護者の被災を含む）の修学継続ならびに本学会会員の看護学研究者の研究継続を支援するため、大規模災害支援事業を実施致します。

実施要領は以下のとおりです。該当する本学会会員及び学生会員の方はどうぞ自己申請をしてください。非会員の看護学生は会員の皆様ならびに所属長の推薦により申請ができます。会員の皆様には、ご所属機関の学生支援部門や周囲の方々へ本事業に関わる情報提供をしていただき、学生たちに広く情報が周知されますようお願い致します。

I. 支援金の種類と支給額

1. 看護実践・教育・研究・修学支援金

- ・被災状況に応じて配分し、最高額を20万円とする。
- 2. 本学会2024年度年会費、および 本学会第49回・第50回いずれかの学術集会参加費
 - ・原則として、それぞれの全額とする。
- 3. 総額500万円を予定

II. 申請資格

次のいずれにも該当する人

- ① 国内の大学、短期大学、大学院、看護学校、高等学校に在学する看護学生、もしくは、日本看護研究学会の会員及び学生会員。
- ② 令和6年能登半島地震により、居住する住宅（当該学生又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している住居をいう）や動産（自動車・家財・学修用機器など）への被害、あるいは生計維持者の死亡や失職等により、学修や研究継続に支障をきたした者。
- ③ 本事業は修学・研究継続の支援を目的としており、今回は支援金振込が4月以降になる見込みであることから、看護学生は令和6年3月末日までに卒業する者以外。

III. 申請の方法

1. 看護実践・教育・研究・修学支援金

1) 看護学生（非会員の大学院生を含む）の場合

- ・災害発生時にすでに会員であった本学会会員からの推薦により申請する。
- ・所属校に本学会会員がいない場合は、所属長（学校長・学部長・学科長等）の推薦で申請できます。
- ・別紙申請書（様式1）に必要事項を記入し、推薦者、受給候補者とも署名のうえ、必要書類を添えて事務局（本委員会委員長あてに）へ郵送で申請する。

2) 本学会会員の場合（学生会員を含む）

- ・災害発生時にすでに会員であったことを条件とし、自己推薦により申請する。
- ・別紙申請書（様式2）に必要事項を記入し、署名のうえ、必要書類を添えて事務局（本委員会委員長あてに）へ郵送で申請する。

2. 本学会2024年度年会費 および 本学会第49回・第50回いずれかの学術集会参加費

- ・災害発生時にすでに会員であったことを条件とし、自己推薦により申請する。

- ・別紙申請書（様式2）に必要事項を記入し、署名のうえ、必要書類を添えて事務局（本委員会委員長あてに）へ郵送で申請する。

3. 添付書類（(1)はいずれも共通、(2)は学生のみ、(3)は年会費・学術集会参加費の支給を希望する場合のみ）

- (1) 罹災証明書または罹災届出証明書、被災証明書または被災届出証明書でもよい。
- (2) 在籍証明書（学生証のコピーで可）
- (3) 本学会 2024 年度会費、本学会第 49 回・第 50 回いずれかの学術集会の参加費については支払いを証明する書類。第 50 回の学術集会参加費を申請しようとする方は、4 月 30 日の第二次締切までに参加費納入の手続きをお済ませください。

※必要書類の添付が遅れる、または不可能な場合は、その理由を様式の「その他」に具体的に記載することによって、提出を省略できる場合があります。

※推薦者は、受給希望の理由（自己申告）欄を読んで、本人の記載事項に虚偽がないかよく確認してください。

※申請書類に虚偽があった場合は支援金を返納していただきます。

※書類に記載された個人情報につきまして、厳重に管理し、本事業の目的以外には使用しません。

IV. 受給者の選考と決定

- ・委員会は申請書に記載された被災状況と推薦または受給希望理由によって審議し、支給が適当と判断される候補者を選考し、理事会へ推薦します。
- ・理事会は委員会からの推薦を基に受給者を決定します。
- ・支給の可否については申請者本人にお知らせし、指定口座に振り込む手続きを行います。

締切日： **第一次 2024 年 3 月 29 日（金）必着** （⇒4 月中に選考決定）

第二次 2024 年 4 月 30 日（火）必着 （⇒5 月中に選考決定）

※但し、申請はどちらか 1 回とします。

郵送先住所および問い合わせ先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋 2 丁目 39-2-401 （株）ガリレオ学会業務情報化センター内
一般社団法人日本看護研究学会事務局 Tel:03-3982-2030

●申請関連様式等

1. 令和 6 年能登半島地震災害支援事業実施要領（PDF 形式）
2. 令和 6 年能登半島地震災害支援事業 申請書（様式 1）（Word 形式）
3. 令和 6 年能登半島地震災害支援事業 申請書（様式 1）（PDF 形式）
4. 令和 6 年能登半島地震災害支援事業 申請書（様式 2）（Word 形式）
5. 令和 6 年能登半島地震災害支援事業 申請書（様式 2）（PDF 形式）